

## 第 3 期東大阪市子ども・子育て支援事業計画 代用計画

## 1. 令和 7 年度以降の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用需要と提供体制

	年齢	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量	見込み・計画数	供給見込み量
就学前児童数	0 歳児		2,917		2,871		2,837		2,804		2,769
	1 歳児		2,992		2,967		2,920		2,886		2,852
	2 歳児		3,105		2,976		2,951		2,904		2,870
	合 計		9,014		8,814		8,708		8,594		8,491
対象児童数	0 歳児		904		892		881		870		859
	1 歳児		1,343		1,335		1,321		1,303		1,284
	2 歳児		1,313		1,255		1,248		1,235		1,218
	合 計		3,560		3,482		3,450		3,408		3,361
利 用 率	0 歳児		0.04204		0.06502		0.08627		0.10575		0.12573
	1 歳児		0.04542		0.06966		0.09160		0.11358		0.13474
	2 歳児		0.07007		0.11155		0.14583		0.17895		0.21264
	-		-		-		-		-		-
（利 用 者 数）	0 歳児		38		58		76		92		108
	1 歳児		61		93		121		148		173
	2 歳児		92		140		182		221		259
	合 計		191		291		379		461		540
必要受入時間数	0 歳児		380		580		760		920		1,080
	1 歳児		610		930		1,210		1,480		1,730
	2 歳児		920		1,400		1,820		2,210		2,590
	合 計		1,910		2,910		3,790		4,610		5,400
（必 要 給 定 量 員） 数	0 歳児	3	3	4	5	5	5	6	5	7	5
	1 歳児	4	5	6	7	7	7	9	7	10	7
	2 歳児	6	31	8	33	11	33	13	33	15	33
	合 計	13	39	18	45	23	45	28	45	32	45

## 2. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行については、本市では満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあるこどもを対象としており、国制度より対象者を拡大しているため引き続き円滑な移行を推進していきます。また、乳児等通園支援事業数については、必要時間数に応じて確保していきます。

## 3. 特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について

東大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年 3 月 31 日東大阪市条例第 1 号）第 23 条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めます。併せて、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。